

高知工科大学における研究費の不正防止計画（令和8年度）

この計画は、高知工科大学（以下「大学」という。）における研究費の適正な使用を確保するため、高知工科大学における研究費の不正使用防止に関する基本方針に基づき、研究費の使用に関して不正を発生させる要因に対応する具体的な不正防止計画として策定するものである。

不正防止の取組		防止計画
1. 責任体系の明確化		
1-1	研究費の運営・管理に関わる各責任者の役割、責任の所在・範囲と権限を明確化	・大学 HP において研究費の運営・管理の体制及び責任体系を学内外に周知・公表する
1-2	コンプライアンス推進責任者による実効的な管理監督体制の構築	・各部局において、コンプライアンス推進責任者が実施する計画を策定し、実行する ・翌年度5月末までに最高管理責任者及び統括管理責任者に実施内容を報告する
2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備		
2-1	コンプライアンス教育の実施時期及び管理方法の統一	・教育課程ごとのコンプライアンス教育の実施時期を共通化する ・受講確認方法を統一する
2-2	構成員の不正防止対策への取組意識の向上と浸透	・全学及び各部局において行動規範の周知徹底を行う
2-3	研究費の事務処理手続きに関するルールの周知徹底	・経費支出ガイドライン（日・英）の周知を継続して行う ・科研費執行ルール説明会を実施する ・教員／事務窓口における証憑のチェック項目を作成し、共有する ・研究支援課内で業務全体の流れを共有する
2-4	謝金、旅費等の支給を受ける学生等に対するルールの周知徹底	・大学 HP やポータルメッセージにおいて学生向けにルールを周知する ・対象となる学生に対し、教員及び事務窓口からルールの説明を行う
2-5	告発等の取扱い、調査、懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化	・告発等の受付窓口を総務課及び研究支援課に設置し、大学ホームページで公表する
3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施		
3-1	不正発生要因の把握及び具体的な不正防止計画の策定・実施	・コンプライアンス推進責任者の報告書や大学監査室の報告書結果を基にして不正防止計画案を作成し、監事の意見を反映させる
4. 研究費の適正な運営・管理活動		
4-1	取引業者との癒着等不正発生の防止及び管理	・不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針について大学 HP にて周知する ・新規取引業者（国内）に誓約書の提出を求める
4-2	予算執行状況の可視化・共有	・部局内の研究費に関する情報の透明性を高めるため、部局内で予算執行状況の可視化を進める ・研究支援課と事務窓口が必要に応じて予算執行状況を共有し、適切な執行を促す
5. 情報発信・共有化の促進		
5-1	研究費の使用ルール等に関する相談窓口の設置	・研究費に関する相談窓口を研究支援課及び財務課に設置し、大学 HP で公表する
5-2	研究費の適正な運営管理に関する方針等の整理	・重複箇所を整理し、体系的に再構築のうえ公表する
6. モニタリングの在り方		
6-1	実効性のあるモニタリング体制の整備・実施	・不正防止計画推進部署の事務部門は、コンプライアンス推進責任者の報告書やモニタリングの内容を大学監査室と共有し、実効性のあるモニタリング体制を整備するため意見交換を行う